

熊本県公報

第10998号
平成15年6月25日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○ "	(") 1
○ "	(") 2
○ "	(") 2
○字の区域の変更	(市町村総室) 3
○指定居宅サービス事業所に係る廃止の届出	(介護保険課) 3
公 告	
○建設業法に基づく監督処分	(監理課) 3
○換地処分	(農地建設課) 4
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 4
○ "	(") 4
○ "	(") 5
○県営土地改良事業計画	(") 6
○男性警察官用防寒衣・雨衣の一般競争入札の実施	(管理調達課) 6
○男性警察官用冬服(上下)の一般競争入札の実施	(") 8
○男性警察官用冬・合活動服の一般競争入札の実施	(") 9
○熊本県保健医療計画の変更	(地域医療推進課) 11
○県営土地改良事業計画	(農村計画課) 11
○熊本県電子自治体共同運営実施計画策定等委託業務に係る提案資料の募集	(情報企画課) 12
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村意見	(商工政策課) 13
登 載 依 頼	
○環境影響評価審査会の会議の開催	(環境影響評価審査会) 13
○くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の会議の開催	(くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会) 13

告 示

熊本県告示第674号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年6月25日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡姫戸町大字二間戸字神代5671の1、5672の1、5674の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字神代5672の1・5674の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに姫戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第675号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。